

第1回国土交通省直轄事業における 公共事業の品質確保の促進に関する懇談会〈議事概要〉

【日時】 平成24年7月24日（火）15:00～17:00

【場所】 国土交通省（中央合同庁舎第2号館）2A、2B会議室

【出席者】

小澤委員長、厚谷委員、大森委員、木戸委員、楠委員、高野委員、滑川委員、福田委員、中原委員、越智委員、西村委員、青木委員、安藤委員、森北委員、三浦委員、大脇委員、干山委員、岸田委員、下保委員

【議事概要】

（1）企業評価のあり方について

- 平均落札率と調査基準価格率が近づいてきている原因としては、①調査基準価格の引き上げ②総合評価落札方式において価格だけで勝負する傾向が強まっている、という2つの要因が考えられるが、どのように理解すればよいのか。
- 両方の影響が考えられるが、状況としては、価格面の競争が激しくなっている中で、調査基準価格に張りついてきているのではないかと考えている。
- 優良企業とは一つの基準なのか。そして、それは国土交通省として既に持ち合わせている基準なのか、それとも建設業者と共有した基準なのか。
- 優良企業をどのような基準で評価するのかというのが今回の検討課題であり、直轄の担い手として国土管理を行っていく建設業者として、どのように評価すべきかという観点について、皆様のご意見を頂きたい。
- 優良な建設業のあり方を考えるに際して、公共工事費の減少だけを想定するのか、または少しは増えていくということも想定して考えるべきなのか。
- 全体としては横ばいから上に向くとよいと考えている。相対的に増える工種や仕事の中身的には増えてくる工種というものも当然出てくると考えている。
- 公共事業には、施設効果としてのストックの効果と、事業効果としてのフローの効果がある。直轄の担い手として望ましい企業を考える場合、ストックの効果は、決まった仕様から機能が発現するように具体化する施工力が必要であるし、フローについては、投資を確実に付加価値として創出していくということが重要な評価である。
- 企業評価という部分で考えると、成績のつけ方や総合評価の技術評価点のつけ方について

て、地整間・地整内で公平性をいかに保つのかという点について議論が必要ではないか。

- 成績評定については、不断の見直しが必要と考えている。
- 企業は経済合理性を求めて今の形になっている。優良企業像を求めて評価すると言っても、今の企業運営上、経済合理性がない選択を企業はできないわけで、非常に難しいところがある。
- 現在の制度は、建設投資が右肩上がりのときに仕組みができていた。そのため、今までの制度や仕組みがうまく合っていないところについては、企業評価という観点からも、見直していく必要があるのではないかと考えている。また、東日本大震災以後、インフラの必要性が相当程度高まっている中で、一定レベルの事業量が確保できるとすれば、どのように企業経営をやればいいのかといったようなことが議論できるのではないかと考えている。
- そもそも点数をつけて、マーケットを上から点数順にA、B、C、Dと分けるということ自体が、制度として無理な状況が起こっているのではないか。将来考えるべき視点として、企業はあっても実際に働いてくれる人がいないという状況は悲惨な状況であり、どのように改善するかということも大事な視点だと考えている。
- 今まで直営でやってきたような成績評定、あるいは総合評価のあり方というものについても、公平性と、行政側のコストと時間、直接的な費用の観点から検討する必要がある。また、優秀な監理技術者にすべて一極集中で成績がついてしまうため、新しい技術者が登用されないということについても検討が必要。
- 公共事業は、個々の品質確保という側面に加え、将来的な産業のあり方にも影響を与えるという2面性を持っている。個々の品質という点でいうと、プロジェクトにより求める品質にもレベル差はあるので、まずは発注するプロジェクトの目的を精査する必要がある。また、成績評定についても、プロジェクトに応じてA、B、Cぐらいの評価で良い場合もあれば細かく点数をつけなければならない場合もある。一方、将来的なことを考えれば、若手技術者育成の観点から、若い人を中心とした国家プロジェクトをパイロット事業的に実施するなどの策も考えられる。
- 地域を支える建設業者をどう確保していくかという、地域維持の観点からの仕組みを国交省で検討されているが、国の直轄事業で優良企業の評価を設けるその意義は何かあるのか。
- 地域の建設業という意味では、直轄工事でも、県の工事でも、市町村の工事でも、その

地域というものを大事にする部分はある、それぞれで競争して欲しい。長い目で直轄工事の担い手を考えれば、安定して地域を支えていく企業というのが一つの建設業としてあり得る側面ではないかと考えており、直轄と地方の役割分担を明確に行うことがほんとうにいいことなのかと考えている。

- 地域の建設企業の中で、人を大切にして施工力があり、更に災害時に前線に立つ企業に存続してもらいたいと考えている。そうは言いながらも、事業量が下がる中で、経営という面で見ると厳しくなっているのが事実であるため、そういうことを含めて議論をしていきたいということである。
- 実際に現場を支える事務所の職員の人数、年齢構成、役割分担についても、この10年、20年で大きな変化があり、この先のことを考えると、どういう体制で仕事を行うのかというのも非常に大きな問題である。それに応じて、どのようなサービスを外から提供してもらいながら仕事をするのかということも、重要な視点である。
- 多くの人を雇用しているが債務状況が悪い企業と、技術者は少ないが債務状況が良い企業と、両方とも大切ではないかと考える。そこに優劣をつけるのではなく、寧ろ異常値を出した企業を外すという考え方もあるのではないかと。また、下請の人材確保に対して、元請がどこまで絡むことができるのか。一例として企業評価の中でもオープンブック方式の試行を実施してみて、そこからまた問題点を引っ張り出すという考え方もある。
- 整備局の職員は激減しているが、仕事は増加している。インハウスの役割というのは、求めるインフラの品質を仕様をしっかり書き切ることと、求める仕様品質に従ったものができているか確認評価することの2つに尽きる。この2つの原点を忘れてはならない。
- 行政コストの面もある程度意識しながらやっていかなければならない。

(2) 平成23年度の活動報告・平成24年度の活動方針

- 資料4の3ページにおいて、第三者による品質証明という図が出ているが、発注者がますます現場から遠ざかるのではないかと。災害の発生等を見ると、地域建設業も大切であるが、地域で現場を見て判断を下す発注者の役割というのも非常に大きい中で、発注者がどのような能力を身につけていって、何をなすべきかという検討も必要。
- 第三者を監督・検査のプロセスにきちんと使える仕組みとして考えたということで、画期的ではないかと考えている。一方で、インハウスエンジニアとしてこのままでいいかというのは、別の問題として残っている。育てるための現場とそうでない現場をどうい

うふうに使い分けるかという考え方もあるのではないか。

以上